

全国の工商行政管理局で摘発された商標権侵害事件は 18000 余件に及ぶ

今年上半期で、中国の各級工商行政管理局が摘発した商標権侵害事件は合計で 18130 件で、そのうち、渉外商標権侵害事件は 2451 件であった。さらに、商標権侵害標章の没収は 1445 万件(式)、権利侵害標章の製造に専ら使用される用具の没収は 9591 件(式)、権利侵害商品の没収、廃棄は 701 万件、権利侵害商品の製造に専ら使用される用具の没収、廃棄は 4 万件(式)近くに達し、過料総額は 1 億 1500 万人民元、司法機関に移送された商標犯罪容疑事件は 76 件、司法機関に移送された犯罪容疑者は 88 人に上った。

中国知識産権報 2005 年 7 月 15 日

外国企業の中国における特許出願件数が史上最高となる

中国国家知識産権局の最新統計データが示すところによると、外国企業の中国における特許出願件数は大幅な増加を保ち続けている。今年上半期、外国企業の中国における特許出願件数は 45959 件に達し、中国の特許出願総件数の 23%を占め、昨年の同時期より 31%増加しており、近年来の外国企業の中国における特許出願件数の増加率で最高を記録した。そのうち、外国企業による発明特許の出願件数は、転じて国内企業による発明特許の出願件数を上回った。

近年来、外国企業による中国への特許出願には、継続的に発展する勢いが見られている。今年 1 月から 6 月までに、中国は、合計で 20 万件近くの特許出願を受理し、そのうち、国内企業の出願は 153926 件で、昨年の同時期より 15%増加した。一方、外国企業の出願は 45959 件で、今年上半期の中国の特許出願総件数の 23%を占め、昨年の同時期より 31%増加しており、外国企業の出願の同時期の増加率は、国内企業の出願の増加率を超えている。外国企業の中国における主な特許出願は発明特許出願であり、今年上半期の外国企業の発明特許出願は 39407 件で、外国企業の中国における特許出願総件数の 85.7%を占めている。ここで注目には値するのは、2003 年、2004 年の同時期における国内企業の発明特許出願件数が外国企業の発明特許出願件数より多かったこととは異なり、今年上半期は、外国企業による発明特許出願件数が転じて国内企業の発明特許出願件数を上回った点である。国内企業による発明特許出願件数は 37833 件にとどまり、外国企業による発明特許出願件数より 1574 件少ない。外国企業による特許出願は引き続き職務発明の特許出願が主であり、職務発明の特許出願はすべての出願の 96.7%を占めている。中国国家知識産権局も審査能力を強化しており、今年上半期の外国企業への特許権付与は 21621 件で、昨年同時期より 12%増加している。

「外国企業の中国における特許出願件数の大幅な増加は、外国企業の中国の知的財産制度に対する認知と中国の知的財産権保護に対する信頼を十分に表わしている！」上海大学知識産権学院の陶鑫良教授は、中国知識産権報の記者の取材を受けたとき、このように語った。中国の市場経済の急速な発展は、外国企業の中国への投資を益々引きつけている。これらの外資企業が中国市場を占有するための重要な手段の一つは、先行して特許を取得することである。陶鑫良教授は、さらに次のようにも指摘している。昨年末に中国は、知的財産権の刑事的保護に関する司法解釈を制定してから、知的財産権保護の実効性を不断に強化し続けている。したがって、外国企業の中国における特許出願件数が激増している事実は、中国の知的財産権保護の実効性が不十分であるという意見に対しても一つの有力な反論を提起している。

中国知識産権報 2005 年 7 月 15 日

中国初、外国への植物新品種権の出願

過日、中国農業科学農作物研究所は、韓国に大豆の新品種“中黄 13”の植物新品種権（日本国種苗法に定める育成者権に相当）を出願し、韓国当局の受理通知書を受領した。これは、中国で植物新品種保護制度が施行されて 6 年来、中国から外国に出願された初めての植物新品種権である。

近年来、国内における植物新品種権の出願件数は急激に増加している。年間の出願件数は、国際植物新品種保護連盟の加盟国で上位五位内にランクインされている。2004 年末までに、農業部植物新品種保護弁公室が受理した植物新品種権の出願は既に 2000 件を超え、外国企業と外国人が中国に提出した植物新品種権の出願は 32 件に達している。しかし、数年来に渡って、中国国内の出願人が外国に新品種権の出願を提出したことはなかったことから、今回の中国農業科学農作物研究所の韓国への植物新品種権の出願は、歴史的な意義を有しているといえる。

中国知識産権報 2005 年 7 月 20 日

海信(Hisense 集团有限公司)が技術ライセンス企業への転換を図る

海信集団の最高執行責任者（COO）于淑珉氏は、今年、「信芯(チップ)」を一枚につき、およそ外国の同種の製品より 5 米ドル安い価格で、100 万個生産する計画であると語った。チップが産業化されて、海信は、生産、製造メーカーから技術ライセンス企業への転換を試みており、中国最大のチップベンダーとなることを目標としている。

中国知識産権報告 2005 年 7 月 27 日

特許の共有が I G R S 連盟の提携を促進する

聯想集團高級副總裁兼最高技術責任者（CTO）賀志強氏によれば、I G R S 連盟内部での提携をする場合は、各メーカーが自社で有するそれぞれ異なる特許をどのように処理するかという問題に必然的に触れなければならない。I G R S 連盟標準グループは、外国で通用する手法を採用、即ちパテントプールを形成し、各メーカーの特許を共有することとした。標準グループは、まず特許を無償にすることで、さらに多くのメーカーに参加させ、共同で標準を広めることをことによって、市場を拡大することを検討することができる。

中国知識産権報 2005 年 7 月 27 日

中国における未登録商標の法的地位

登録商標とは、国の商標主務官庁から登録を認められて、使用される商標をいう。未登録商標とは、非登録商標ともいい、国の商標主務官庁から登録を認められることなく、任意に使用される商標をいう。中国商標法は、人用医薬品、煙草製品、動物用医薬品には、必ず登録商標を使用しなければならないとしているほかは、その他の商品（役務）には登録商標を使用することができ、未登録商標を使用することもできると定めている。未登録商標と登録商標の法的地位の異なる点については、以下のいくつかの点で説明される。

その一、登録商標の権利者は、第三者が同一の商品（役務）又は類似の商品（役務）に同一又は類似の商標を登録することを排除することができる。他方、未登録商標の使用は、第三者が同一の商品（役務）又は類似の商品（役務）に同一又は類似の商標を登録することを排除する権利を有しない。商標登録を出願しないのであれば、第三者に先行登録され、当該商標の継続しての使用は、禁止されることとなり得る。

その二、登録商標の権利者は、商標専用権を有し、登録商標が第三者に冒用され、商標権侵害が成立するときは、商標権者は、違法な使用者に法的責任を負うことを請求することができる。しかし、未登録商標の使用は、単に事実上のものにすぎず、法律上の権利ではないので、第三者の使用を禁止する権利を有しない。従って、先使用者は、第三者の使用に対して、商標法を適用して訴訟上の請求により保護を受ける権利を有しない。

その三、使用することを決定した商品（役務）に登録を認められた商標を使用することが商標権者の権利であって、商標権者がこの権利を行使しても、第三者の商標専用権には抵触しない。しかし、未登録商標の使用は、一旦第三者の登録商標と混同を生じたとき、商標権侵害を構成しやすく、相当の法的責任を負わなければならない。

中国知識産権報 2005 年 7 月 29 日